

相続ニュース

Vol.0124

2016年11月28日(月)

担当：MS事業部 三宮

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

争族トラブル 回避ポイント

はじめに

相続でもめる原因は、当然遺産分割協議です。この遺産分割協議がまとまらない場合、様々な影響が相続人の間に生じます。

例えば、預金が凍結されたままになる。だとか、土地が売却できない。だとか、配偶者の税額軽減に代表されるような相続税の特例が使えないといった不具合が生じます。

このような不具合を回避するためにも次に掲げるような事象が生じた場合には、事前に回避できるようにご準備をお勧めします。

それでは、少し見ていきましょう。

兄弟姉妹の立場と思いに配慮

相続でもめる場合のほとんどが、実際は昔からの愛情の奪い合いによるものです。どういうことかという、例えば、長男は自分の好きなように私立の大学に行かせてもらって、下の子は、公立しか認めてもらえなかっただとか、自分は長男として親の面倒を見てきたのに弟は自分の好き勝手にやっていたなど様々です。

こういった過去の思いといったものは、今からどうこう出来ませんが、今からでも兄弟姉妹に対する気配りや配慮は相続の現場では重要だと感じます。

もし、長男のあなたが家族の集まる食事会などをする場合に、弟達にお土産や交通費などを渡すなどの気配りは重要です。

また、弟達の場合は、特に義理の姉への配慮や気配りが重要です。常に感謝の気持ちを表しておくことが必要でしょう。

親の認知症

長男が、親の面倒を見るのは当たり前でその代わり遺産を多く相続する約束をするといったケースは割と多いと思います。こういった場合、後にもめる可能性があります。

例えば、親が認知症になった場合です。親が認知症になってしまったら残念ながらほとんどのケースが施設に入れないと家族は面倒を見きれません。そうなった場合、弟達は、兄貴は薄情な奴だとか親を追いやったなどと長男を責めるようになります。

そうならない為にも親が認知症になった場合は、兄弟全員で現状を伝えて理解を得る努力をしておいた方が良いでしょう。

おわりに

相続の現場では、金銭的な大小よりも過去の思いの方が根深いものがあるような気がします。

最終的には裁判で決着を付けなくてははいけません、結局法定相続分の判決が大半です。

どのみち法定相続分以上ももらえないのであれば争わない方が時間とお金を無駄にせず済むのではないのでしょうか。